

第5章 事業別・行政区別環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針

千葉市は、これからも様々な開発事業^{※1}の実施が見込まれ、快適な居住環境の確保等が図られる反面、地域の良好な環境を保全及び創造していくためには、開発事業の特性に応じた適切な環境配慮を図ることが必要です。

以下の主要な開発事業^{※2}について、それぞれの環境配慮事項を示します。配慮事項は、「エネルギー・資源」「自然環境」「快適環境」「生活環境」に分類しており、これらを事業に取り込むことにより環境の保全を図る見地からその影響を緩和することをねらいとしており、事業実施主体の配慮を要請します。なお、実際の開発は、様々な状況が考えられるので、配慮事項の趣旨にのっとり、必要があれば配慮項目の追加など適切に対処する必要があります。

- 住宅系事業
- 商業・業務系事業
- 工業系事業
- 交通系事業
- 供給処理施設（下水処理施設、廃棄物処理施設）に関する事業
- 河川・水路・池沼に関する事業
- レクリエーション施設（運動場・ゴルフ場等）に関する事業
- 埋め立て事業
- 土地造成事業

主要な開発事業別の環境配慮事項は下表のとおりです。

表 5-1 主要な開発事業別の環境配慮事項

| | | 環境配慮事項 | 住宅系 | 商業・業務系 | 工業系 | 交通系 | 供給処理施設 | 河川・水路・池沼 | レクリエーション施設 | 埋め立て | 土地造成 |
|----------|--|---------------------------------|-----|--------|-----|-----|--------|----------|------------|------|------|
| エネルギー・資源 | 全般 | 事業実施時や運用時に消費する資源やエネルギー量の抑制に努める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | エネルギー | 省エネルギー構造化や効率利用のための設備導入に努める。 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| | | 二酸化炭素の排出量の観点から適正な燃料を選択する。 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | | 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用に努める | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 廃棄物 | 事業実施にあたり生じる廃棄物を最小限にとどめ、また再利用・再資源化に努める。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | |

※1 ここでいう開発事業とは、環境に影響を及ぼす恐れのある土地の改変、施設の建設・改築等をいいます。

※2 例示されない開発事業は、類似事業を参照してください。

環境基本計画（抜粋）

| | | 環境配慮事項 | 住宅系 | 商業・業務系 | 工業系 | 交通系 | 供給処理施設 | 河川・水路・池沼 | レクリエーション施設 | 埋め立て | 土地造成 | | |
|----------------------------|--------------------------------|--|------------------------|--------|-----|-----|--------|----------|------------|------|------|---|---|
| | 水資源 | 運用時、廃棄物の回収・処理等が適正に行われるよう施設整備する。 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | |
| | | 事業実施により発生する残土、焼却灰等の適正な活用に努める。 | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| | | 中水道設備や雨水利用設備などの導入を検討する。 | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| | | 節水対策を検討する。 | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 雨水の地下浸透に配慮する。 | | | | | | | | | ○ | | |
| 自然環境 | 全般 | 崖崩れ、洪水等自然災害の恐れのある地域や、貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水地、傾斜緑地等での事業実施は極力避ける。 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| | | 施設の立地が周辺の土地利用と整合するよう配慮する。 | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| | 地形 | 切土、盛土等地形改変を最小限にとどめ、崖崩れ、土砂崩壊等を生じさせないよう配慮する。 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| | | 地形改変を最小限にとどめるよう配慮する。 | | | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| | 土壌 | 土壌の保全に努め、その流出を生じさせないよう配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| | 表流水・地下水 | 雨水等の表面流出量に変化を生じさせないよう適切な排水処理を行う。 | ○ | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| | | 地下浸透量、地下水量に変化を生じさせないよう配慮する。 | ○ | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| | | 雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。 | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | | 地盤沈下を生じさせないよう配慮する。 | | | ○ | | | | | | | | |
| | | 下水処理水が河川の水源として再利用できるよう配慮する。 | | | | | | ○ | | | | | |
| | | 水量の確保・安定化に努める。 | | | | | | | ○ | | | | |
| | 緑化 | 高潮等の恐れがある地域で埋め立てには十分な対策を講じる。 | | | | | | | | | ○ | | |
| | | 一定水準の緑地を確保する。 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 現存する樹木の伐採を極力抑制する。 | ○ | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| | | 施設等の緑化に努める。 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | |
| | | 植生 | 樹林地等を著しく減少させないよう配慮する。 | | ○ | ○ | | ○ | | | | | ○ |
| | | | 植生や群落の減少を生じさせないよう配慮する。 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 野生動物 | 野生動物の生息量や生息環境に変化を生じさせないよう配慮する。 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ | | |
| | 生物の生息が可能な環境づくりに努める。 | | | | | | | ○ | | ○ | | | |
| 快適環境 | 全般 | 快適で地域特性のある住宅地の形成に努める。 | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 地域社会の分断とならないよう配慮する。 | | | | ○ | | | | | | | |
| | | 快適な水辺環境の創出に配慮する。 | | | | | | | ○ | | | | |
| | 文化財 | 文化財が存在する場合は、それとの調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 景観 | 周辺の自然景観等との調和を図る。 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 建築物等のデザイン等、周辺との調和に配慮する。 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 快適空間 | デザインに配慮し、快適空間を創出するよう工夫する。 | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 水辺へのアクセスに配慮した親水護岸等の整備に努める。 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | |

環境基本計画（抜粋）

2. 行政区別環境配慮指針

千葉市は、東京湾に面した臨海部と市民生活や事業活動の中心部である市街地、それに畑地や農地、森林などを有する農山地に大別され、それぞれ6つの行政区に分れています。

これらの区は、それぞれに特徴を有しており、これらの地区の特色を活かし、行政区ごとの目指す環境像を設定し、誘導すべき地域イメージを明らかにします。

さらに、各行政区の地形・水系・土地利用などの環境特性に応じ、「生活環境」「自然環境」「快適環境」の3点について、課題と開発行為等にあたって配慮すべき事項を明らかにし、より綿密な環境管理が図られるように配慮します。

(1) 中央区の課題と配慮の方向

① 目指す環境像

中央区は、千葉市の政治・経済・文化の中心として、商業・業務施設、港湾施設、大規模工場が集積しており、千葉市の玄関口である千葉駅及び周辺の再開発事業や、臨海部の大規模工場の主要施設の沖合への移転・集約化とそれに伴う跡地の再開発事業が進んでいます。

中央部は都川の下流域に位置し、広大な都市空間となっています。

そこで、目指す環境像としては、千葉市の都心にふさわしい商業・業務・港湾機能を備えた市街地を形成し、あわせて台地部や台地斜面に現存する森林及び千葉公園などの大規模な公園や千葉寺、大蔵寺など由緒ある寺院の鐘の音などを活かした快適空間、及び都川と川沿いの雑木林を活かした治水にも配慮した水辺空間の創出を目指します。また、臨海部地域の整備にあたっては、海域環境の保全に努め、海の玄関として、また、市民が集い、憩う魅力ある都市空間の形成を図ります。



【環境の状況】

表 5-2 大気の状態(平成21年度値)

| 大気測定局 | 二酸化窒素(ppm) | | 浮遊粒子状物質(mg/m ³) | |
|-----------|-------------|---|-----------------------------|---|
| | 日平均値の年間98%値 | | 日平均値の2%除外値 | |
| 末広中学校 | 0.035 | ◎ | 0.049 | ◎ |
| 寒川小学校 | 0.038 | ◎ | 0.052 | ◎ |
| 福正寺 | 0.037 | ◎ | 0.055 | ◎ |
| 蘇我中学校 | 0.037 | ◎ | 0.048 | ◎ |
| 蘇我保育所 | 0.038 | ◎ | 0.052 | ◎ |
| 松ヶ丘小学校 | 0.034 | ◎ | 0.052 | ◎ |
| 明德学園 | 0.031 | ◎ | 0.048 | ◎ |
| 臨海ドライブイン | 0.037 | ◎ | 0.055 | ◎ |
| 都公園 | 0.036 | ◎ | 0.055 | ◎ |
| 千葉市役所 | 0.051 | ○ | 0.059 | ◎ |
| 葭川自動車排出ガス | 0.048 | ○ | 0.060 | ◎ |

◎は環境目標を達成、○は環境基準のみ達成。

環境基本計画（抜粋）

表 5-3 水質の状況(平成 21 年度値)

| 水質測定地点 | BOD(mg/l) (75%値) | |
|--------|------------------|--------------------|
| 都橋 | 1.0 ◎ | E 類型 ^{※1} |
| 立合橋下 | 1.4 ◎ | E 類型 |
| 新都川橋 | 1.2 — | 類型指定無し |
| 日本橋 | 6.6 ◎ | E 類型 |
| 都賀川橋梁 | 7.8 — | 類型指定無し |
| 浜野橋 | 2.1 — | 類型指定無し |
| どうみき橋 | 1.7 — | 類型指定無し |
| 平成橋 | 2.5 — | 類型指定無し |

◎は環境目標を達成、—は基準非適用。

②課題と配慮の方向

ア 生活環境

中央区は 6 区の中で最も多くの人口を有しており、商業・業務機能、工場等が集積していることから、自動車交通や工場からの排気に伴う大気汚染や騒音等に懸念を生ずるため、その防止に配慮します。

イ 自然環境

都川水系においては、洪水に見舞われる恐れがあるのでその防止に配慮します。

また、生実川水系においては、谷底平野と台地から成り、生実川上流部の低地に水田、台地に森林が分布しています。かん養機能は全体に高いが低地部では洪水の恐れがあるので、保水機能を有する上流部の樹林や水田が保全されるよう配慮します。

さらに、大巖寺など社寺周辺の景観や大覚寺山古墳等の歴史的遺産の保全に配慮します。

浜野川・村田川水系については平野部に位置し、西部の台地と低地の境等に存在する水田の保全等によって、保水機能の維持に配慮します。

ウ 快適環境

高密度な市街地が形成されており、緑地率が低いので再開発等に当たっては緑やオープンスペースを確保するとともに、千葉公園、みなと公園の維持や貴重な水辺環境の保全に配慮します。

また、人口密度が大きく商業業務系土地利用が集積している点を活かし、再開発等に当たってはエネルギーの効率的活用に配慮するほか新市街地の整備に当たっては、緑地の十分な確保や自然風景の保全に配慮します。

※1 河川の類型指定は、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の「生活環境の保全に関する基準」における類型を示します。河川の環境基準は、地域の特性及び水域の利用目的等から、水域毎に類型が設定され、類型毎に基準値が定められています。本市では、A 類型（鹿島川水系）：BOD 基準値 2mg/l、河川 C 類型（花見川水系、村田川水系）：BOD 基準値 5mg/l、河川 E 類型（都川水系、葭川水系）：BOD 基準値 10mg/l。